

麻薬取扱者免許の継続申請について

(1) 対象者

令和3年12月31日(平成33年12月31日)で免許の有効期間が満了する麻薬取扱者が対象です。

免許番号が「**9**」で始まる(例: 9135999)免許証をお持ちの方のみが今回の申請の対象です。

(2) 申請に必要な書類

ア 申請書(別記第1号様式)

様式はコピーして使用することができます。

なお、申請書は申請窓口でも入手できます。また、県薬務課のホームページからダウンロードすることもできます。

ダウンロードはこちらから ⇒ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n3x/yakumu/malicense/malicense.html>

イ 医師の診断書

申請者の「精神機能の障害」、「麻薬中毒又は覚醒剤の中毒」について医師が診断したもので、申請書提出時点で、診断日から起算して1ヶ月以内のものが有効です。

※小売業者・卸売業者免許の申請者が法人又は団体の場合は、麻薬に関する業務を行う役員全員分の医師の診断書が必要です。なお、株式会社(特例有限会社を含む)の代表取締役は必ず業務を行う役員に該当するため必須です。

県内の複数店舗の申請を行う場合、1店舗に原本を添付し、それ以外の店舗の申請には写しを添付することもできます。(別法人の場合はそれぞれの申請に原本の添付が必要です。)

その場合、写しの余白部分に「申請書に原本を添付した麻薬業務所名」、「提出月日」、「申請窓口」を記載してください。

ウ 資格等を証明する書類

○麻薬施用者、麻薬管理者の方

- ・医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師(管理者のみ)の免許証

窓口で原本もしくは写しを提示してください。写しの場合、免許証に裏書きがあるときは裏面の写しも必要です。

○麻薬小売業者、麻薬卸売業者の方

- ・薬局又は医薬品販売業の許可証

窓口で原本を提示してください。

- ・業務を行う役員の範囲を示す書面として登記事項証明書(申請者が法人又は団体の場合)または、「組織及び業務分掌を明示した図表に、代表者の記名により事実と相違ない旨が証明された書面(業務分掌表)」のいずれかを添付してください。また、登記事項証明書を添付する際に、麻薬に係る業務を行う役員が限定される場合は、業務分掌表も提出してください。

なお、株式会社（特例有限会社を含む）の代表取締役は必ず麻薬業務を行う役員に該当します。

※業務を行う役員の範囲を示す書面には、証明日の記載が必要です。また、「麻薬業務を行う役員である」ことも明記してください。

※県内の複数店舗の申請を行う際に登記事項証明書を添付する場合は、上記イの医師の診断書と同様に取り扱うことができます。

- ・麻薬貯蔵設備の構造を記載した書面（麻薬卸売業者のみ）

(3) 提出期間

令和3年10月1日（金）～ 令和3年10月29日（金）

(4) 申請窓口、提出部数、手数料について

※窓口対応時間等については、各窓口にご確認ください。

○麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬小売業者の方

麻薬業務所の所在地	申請窓口	提出部数	手数料納付方法	手数料
横浜市	各区の福祉保健センター	1部	指定金融機関で納付書※により事前に納付し、「納付書・領収書」を申請窓口で提示	3,900円
川崎市	各区の地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課			
相模原市 横須賀市 藤沢市	各市の保健所			
茅ヶ崎市 寒川町	茅ヶ崎市保健所			
上記以外の県域	所在地を所管する 県保健福祉事務所 及び同センター		申請窓口で現金納付	

※納付書は、上記申請窓口で事前に入手してください。

○麻薬卸売業者の方

麻薬業務所の所在地	申請窓口	提出部数	手数料納付方法	手数料
横浜市 川崎市 相模原市 横須賀市 藤沢市 茅ヶ崎市 寒川町	県薬務課	1部	県の収入証紙を申請書に貼付	14,600円
上記以外の県域	所在地を所管する 県保健福祉事務所 及び同センター	1部		

○申請窓口問い合わせ先

申請窓口	区域	電話	区域	電話	区域	電話
横浜市 各区 福祉保健センター 生活衛生課 (市外局番045)	鶴見	510-1842	保土ヶ谷	334-6362	青葉	978-2464
	神奈川	411-7141	旭	954-6166	都筑	948-2357
	西	320-8443	磯子	750-2451	戸塚	866-8425
	中	224-8337	金沢	788-7872	栄	894-6967
	南	341-1191	港北	540-2371	泉	800-2443
川崎市 各区役所 地域みまもり支援セ ンター(福祉事務所・ 保健所支所)衛生課 (市外局番044)	港南	847-8442	緑	930-2366	瀬谷	367-5751
	川崎	201-3223	高津	861-3321	麻生	965-5163
	幸	556-6682	宮前	856-3265		
	中原	744-3280	多摩	935-3292		

申請窓口	区域	電話
相模原市保健所地域保健課	相模原市	042-769-8343
横須賀市保健所健康づくり課	横須賀市	046-824-7501
藤沢市保健所地域保健課	藤沢市	0466-50-3592
茅ヶ崎市保健所衛生課	茅ヶ崎市、寒川町	0467-38-3317

申請窓口	所管区域	電話
平塚保健福祉事務所	環境衛生課	平塚市、大磯町、二宮町
平塚保健福祉事務所 秦野センター		秦野市、伊勢原市
鎌倉保健福祉事務所		鎌倉市、逗子市、葉山町
鎌倉保健福祉事務所 三崎センター	生活衛生課	三浦市
小田原保健福祉事務所	環境衛生課	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町
小田原保健福祉事務所 足柄上センター	生活衛生課	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
厚木保健福祉事務所	環境衛生課	厚木市、海老名市、座間市、愛川町、清川村
厚木保健福祉事務所 大和センター		大和市、綾瀬市

(5) 新免許証の交付

令和4年1月4日(火)以降に、申請窓口で返納届及び現免許証と引き換えにお渡しします。

※なお、令和4年1月4日(火)以前に麻薬施用等する場合は、申請窓口にご相談ください。

※提出期間後に申請した場合は、交付が遅れる場合があります。

(6) 申請にあたっての注意事項

ア 申請書は、楷書体で正確に記載してください。

イ いずれの書類も消せるボールペンによる記入は無効です。

ウ 原則として申請書記載の内容で免許証を作成しますので、申請書の誤記載などで新免許証に誤りがあった場合は、免許証記載事項変更届を提出していただきます。

- エ 申請書の下段の住所、郵便番号及び氏名は、申請者の現住所地、郵便番号及び氏名を記載します。誤って病院等の所在地及び名称を記載しないようご注意ください。
- オ 継続申請時に、現免許の内容に変更がある方は記載事項変更届を届け出る必要があります。また、継続申請後に免許証記載事項の変更が生じた場合は、変更後 15 日以内に提出する記載事項変更届書の欄外に「**継続申請済み**」と朱書きしてください。ただし、12 月以降に変更事項の予定がある方は継続申請時に各窓口にご相談ください。
- カ 行政区画の変更等の理由により住居表示が変更された場合は、記載事項変更届は不要ですが、申請書の欄外に「住居表示変更」と朱書きしてください。
- キ 医師の診断書について、診断した医師の所属する病院又は診療所等の名称・所在地の記載漏れのないようご注意ください。
- ク 引き続いて免許を取得しない場合は、業務廃止届等の提出が必要となります。
別紙 2 「麻薬取扱者免許の継続申請手続きを行わない方へ」をご覧ください。